

平成20年度独立行政法人環境再生保全機構業績実績評価表

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
<b>第2. 業務運営の効率化に関する事項</b>	<b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	<b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	<b>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>	A	
<b>(1) 組織運営の効率化</b>	<b>(1) 組織運営の効率化</b>	<b>(1) 組織運営の効率化</b>	<b>(1) 組織運営の効率化</b>	B	年度計画どおりに6名の職員の削減を行うとともに、職員の役割と課題を明確にし、業務計画を設定するなど、職員が主体的に業務を遂行できるように意識の向上に向けて取り組むなど、効果的な組織運営に努めた。また、内部統制機能の強化を目的とした、監査室やコンプライアンス推進委員会を設置したことは評価できる。しかしながら、効率的な業務遂行のための組織体制の整備が十分とは言えず、今後は、組織全体の見直しを行うことにより、組織運営の一層の効率化を図るとともに、内部統制体制の強化に向けた取り組みを強力に推進する必要がある。
<p>現行の組織運営体制を検証し、業務の廃止等に伴い、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の効率化を推進する。</p>	<p>機構が担う業務について、中期目標の達成に向け適切かつ着実に遂行する観点から、中期目標期間中に業務の廃止を含め見直しが予定されている事業に対応して適切な組織・人員配置の見直しを図るなど各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。</p> <p>さらに、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、効率的な業務遂行体制を整備する。</p>	<p>機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。</p> <p>また、新人事評価制度を適切に運用することにより、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、年度計画の達成に向け、効率的な業務遂行体制を整備する。</p>	<p>(1) 組織及び人員配置の見直し ・内部統制機能強化を目的に監査室を新設。また、コンプライアンスの推進等を図るための委員会を設置。 ・6名の削減及び人員配置の見直しを実施。</p> <p>(2) 効率的な業務遂行体制の整備 ・職員一人ひとりの役割と課題を明確にした業務計画を設定し、効率的に業務遂行できるように努めた。</p>		
<b>(2) 業務運営の効率化</b>	<b>(2) 業務運営の効率化</b>	<b>(2) 業務運営の効率化</b>	<b>(2) 業務運営の効率化</b>	A	業務の自己点検・自己評価の実施結果と「機構業務点検・助言委員会」の助言・提言を業務運営に反映した。随意契約の見直しについては、随意契約見直し計画の達成に向けた取組の推進による競争性のある契約が増加したことや、契約に係る情報公開、監事による監査について適切に行われている。あわせて、契約に関する包括的随意契約の規定を削除するなど適正な契約事務の実施に取り組んでいることは評価できる。また、文書共有システムを導入し、情報共有化システムの機能強化を図るとともに、ファイルサーバー群の統合を行うことにより、運用管理の一元化・簡素化が図られ、よって情報伝達の迅速化及び経費の削減が図られたこと、さらに、情報セキュリティ体制の整備が図られたことは評価できる。今後は、業務運営の効率化を推進していく上で、引き続き、オンライン申請の推進や、サービサーによる債権回収の更なる活用についての検討が必要である。なお、機構自らが行った自己点検・自己評価の記述が抽象的であり、成果が不明確な点や、「機構業務点検・助言委員会」の運用を改善すべき点も見られた。
<b>① 業務に対する事後評価の実施</b>	<b>① 業務に対する事後評価の実施</b>	<b>① 業務に対する事後評価の実施</b>	<b>① 業務に対する事後評価の実施</b>		
<p>業務全体に対する事後評価を毎年度実施し、その結果を業務の運営に反映させることにより、業務内容に応じた業務の効率化を図る。</p>	<p>機構の自己点検・評価のため、外部専門家、有識者からなる評価のための委員会を設け、機構業務全体に係る事後評価を毎年度行い、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>前年度の業務実績を取りまとめ、自己点検、自己評価を行うとともに、業務点検・助言委員会を開催し、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。</p>	<p>(1) 中期計画、年度計画の進捗状況等業務運営全般について理事会で自己点検・自己評価を行い、競争契約の推進、経費の削減と事業・業務の効率化などの課題に取り組んだ。</p> <p>(2) 業務点検・助言委員会を開催（平成20年6月、21年1月）し、各業務の進捗、達成状況について報告するとともに、専門的、客観的立場から助言・提言を受け、それに応じた措置を講じた。</p>		
<b>② その他</b>	<b>② 事務処理の簡素化、迅速化の推進</b>	<b>② 事務処理の簡素化、迅速化の推進</b>	<b>② 事務処理の簡素化、迅速化の推進</b>		
<p>業務運営全体を通じて、情報化・電子化による効率化、業務の外部委託等を図ることにより各種事務処理の簡素化・迅速化に取り組み、業務運営の効率化を図る。</p>	<p>業務運営の効率化を図るため、内部ネットワークの活用等により、全般的に手続の簡素化・迅速化を図るとともに、情報の共有化、基金の運用等知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。</p>	<p>情報共有化システムの活用により、情報の共有化、知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。</p>	<p>(1) 情報共有化システムによる情報の共有化 ・情報共有化システムの強化を図るため、文書共有システムを導入するとともに、共有ファイルの利用環境の統一、運用管理の一元化等を図るため、ファイルサーバー群の統合を図った。</p> <p>(2) 情報セキュリティ体制として、情報セキュリティ委員会を設置するとともに、情報セキュリティの専門家に情報セキュリティアドバイザー業務を委託し、情報セキュリティ水準の向上を図った。あわせて、情報セキュリティアドバイザーによる、情報セキュリティに関する研修を行った。</p> <p>(3) 基金の運用等知識の共有化 資金管理委員会を定期的開催し、各基金の運用等に係る知識の共有化を図った。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
	<p>③ 外部委託の推進</p> <p>機構独力では回収困難な債権については、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社(サービサー)に委託し、効率的な回収を図る。</p> <p>また、機構自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適当と考えられる業務について精査し、サービスの低下を招かず、コスト削減につながる場合には、アウトソーシングを積極的に活用することにより、経費の節減又は事務の効率化を図る。</p>	<p>③ 外部委託の推進</p> <p>機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社(サービサー)に委託する。</p> <p>また、サービスの低下を招かず、経費節減につながると考えられる業務については、引き続き外部機関を活用する。</p>	<p>③ 外部委託の推進</p> <p>(1)延滞債権等のサービサーへの委託、回収状況 ・平成20年度委託債権からの回収額は20.1億円 ・委託費総額は1.8億円</p> <p>(2)外部機関の活用 ・引き続き、機構ホームページ用サーバの管理等業務、給与計算事務及び石綿健康被害救済業務における船舶所有者からの一般拠出金のペイジーによる徴収について外部機関を活用した。</p>		
	<p>④ 契約に係る競争の推進</p> <p>会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。</p>	<p>④ 契約に係る競争の推進</p> <p>「随意契約見直し計画」(平成19年12月策定)を踏まえて、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争(企画競争・公募を含む。)に付する。</p>	<p>④ 契約に係る競争の推進</p> <p>(1)契約に係る競争の推進 契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き原則として競争に付した。 競争的契約の割合 83.7%(19年度:70.2%) (一般競争 52.9%(19年度:46.8%)) (企画・公募 30.8%(19年度:23.4%))</p> <p>(2)契約に係る規定の整備 「包括的随意契約」に当たる規定の削除を行うなど規定改正を行った。</p>		
	<p>⑤ 電子化の推進等</p> <p>ア 機構全体に係る事務処理については、平成16年度中に内部ネットワークを統合・整理し、共有システムの活用を促進させる。</p> <p>イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。</p> <p>ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムを導入する。</p>	<p>⑤ 電子化の推進等</p> <p>オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。</p>	<p>⑤ 電子化の推進等</p> <p>(1)汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る徴収システム ・電子申告により、データを内部システムに自動的に取り込むことができることにより、処理時間数が平成15年度比で20%、19年度比で3%短縮。 ・オンライン申告を一層強気に推進したところ、電子申告認証情報の取得手続きが、新規に812件、電子申告する者の変更に伴う更新230件についてなされた。</p> <p>(2)機構から都道府県等へ納付手続を行う納付システム ・納付システムの改修や手引きの見直しを行った。 ・オンラインにより、補償給付事業について、21都道府県等が、福祉事業について、17都道府県等が申請を行った。</p> <p>(3)予防事業助成金システム オンライン等による申請内容を内部事務処理システムへデータ転送すること等により、中期計画に定める事務処理日数の20%削減を達成。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
<b>(3)経費の効率化・削減</b>	<b>(3)経費の効率化・削減</b>	<b>(3)経費の効率化・削減</b>	<b>(3)経費の効率化・削減</b>	A	<p>一般管理費、事業費及び運営費交付金を充当する事業費は、競争性のある契約の推進による調達コストの削減効果等により、いずれも計画目標を上回る実績を上げている。また、前年度の実績より増加している経費を含め、その増減内容を明らかにしていることは評価できる。今後は、これらの削減が事業の質に影響しないよう配慮し、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ、引き続き推進されることを期待するとともに、実績報告書に記載されている数値が財務諸表と照合できるようにする必要がある。</p>
<p>業務運営の効率化を進め、経費(一般管理費及び事業費の合計)について、平成15年度に対し、以下の効率化・削減を図る。</p> <p>① 一般管理費</p> <p>一般管理費(移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で15%(統合発足初年度である平成16年度比で10%)を上回る削減を行う。</p> <p>なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。</p>	<p>① 一般管理費</p> <p>業務運営の効率化を進め、一般管理費(移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で15%(統合発足初年度である平成16年度比で10%)を上回る削減を行う。</p> <p>なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を行う。</p>	<p>① 一般管理費</p> <p>一般管理費(移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。)について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成20年度においても競争的契約の推進による調達コストの削減を図るなど、業務の効率化に努める。</p> <p>なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で6%を上回る削減を達成するために、平成20年度においても競争的契約の推進を図るなど、業務の効率化に努める。</p>	<p>① 一般管理費</p> <p>水道光熱費の削減、電話設備の再リース、福利厚生費の見直しなどにより、前年度を上回る削減となり、一般管理費は、平成15年度予算比で39.2%削減。</p> <p>石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、平成18年度予算比で45.6%削減。</p>		
<p>② 事業費</p> <p>事業費(公害健康被害補償納付金等を除く。)について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。</p> <p>運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。</p> <p>石綿健康被害救済関係経費に係る事業費(石綿健康被害救済給付金を除く。)については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。</p>	<p>② 事業費</p> <p>事業費(公害健康被害補償納付金等を除く。)について、毎事業年度1%以上の業務の効率化を行う。</p> <p>運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において特殊法人時の最終年度(平成15年度)比で5%を上回る削減を各勘定で行う。</p> <p>なお、債権回収委託費については、中期目標期間中に不良債権処理を積極的に進めその残高が大幅に減少すると見込まれることから、平成16年度比で3割を上回る削減を行う。</p> <p>また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費(石綿健康被害救済給付金を除く。)については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を行う。</p>	<p>② 事業費</p> <p>事業費(公害健康被害補償納付金等を除く。)について、平成20年度においても1%以上の業務の効率化を行う。</p> <p>運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成20年度においても業務委託単価の見直し及び競争的契約の推進による調達コストの削減など、業務の効率化に努める。</p> <p>なお、債権回収委託費については、中期目標期間の最終年度にあたることから平成16年度比で3割を上回る削減を達成するため、平成20年度においても適切な執行に努める。</p> <p>また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費(石綿健康被害救済給付金を除く。)については、中期目標期間の最終年度において平成18年度比で2%を上回る削減を達成するため、平成20年度においても競争的契約の推進による調達コストの削減を図るなど、業務の効率化に努める。</p>	<p>② 事業費</p> <p>(1)事業費の効率化 公害健康被害予防事業費(知識普及、研修及び予防情報提供に係る事業費)について、平成20年度予算額比で5.6%の業務の効率化。</p> <p>(2)運営費交付金を充当する事業費の削減 ・運営費交付金を充当する事業費について、各勘定における平成15年度予算比で、公健勘定が13%、基金勘定が10%、承継勘定が34.8%の削減。</p> <p>・債権回収委託費は、平成20年度は1.8億円(平成19年度1.7億円)</p> <p>(3)石綿健康被害救済関係経費に係る事業費の削減 石綿健康被害救済関係経費に係る事業費については、効率的な執行により、平成18年度予算比で36.0%(平成19年度43.0%)の削減。</p>		
<b>(4)業務における環境配慮</b>	<b>(4)業務における環境配慮</b>	<b>(4)業務における環境配慮</b>	<b>(4)業務における環境配慮</b>	A	<p>「環境配慮に関する基本方針」を策定し、あらゆる業務について環境配慮が進められた。また、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、内部での周知徹底を図り、特定調達品目等の購入について目標を達成するとともに、「環境配慮のための実行計画」に基づく用紙類の使用量削減及び電気使用量の削減について、目標を上回る成果を上げた。さらに、環境報告書を作成し公表するなど、業務における環境配慮が推進された。</p>
<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき具体的目標を掲げ、物品及びサービスの購入に際しての環境配慮を徹底し、環境物品等の調達を原則として100%達成する。</p> <p>また、物品及びサービスの使用・廃棄に当たっての環境配慮のための具体的計画を策定し、その達成に努める。</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき、毎年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。</p> <p>また、日常業務の遂行にあたり、「環境配慮のための実行計画」を定めてエネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。</p>	<p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。</p> <p>また、日常業務の遂行にあたり、「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実行計画」及び平成20年度に策定する「環境配慮のための実行計画」に基づき、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。</p> <p>さらに、平成19年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し公表する。</p>	<p>(1)環境物品等の調達の推進を図るための方針の策定等 ・グリーン購入法第7条の規定に基づき、平成20年度「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、ホームページで公表。 ・特定調達物品購入については、緊急時等を除き、調達目標どおり100%を達成。</p> <p>(2)環境配慮のための実行計画 ・平成20年度に策定した「環境配慮のための実行計画」に基づき、用紙の使用量の抑制に努め、平成19年度比マイナス3.1%の削減。 ・上記実行計画に基づき、電気使用量の抑制に努めた結果、平成19年度比7.6%削減。 ・役員員を対象として地球温暖化問題に関する研修を実施。 ・機構が発注する事業において、環境物品の使用を仕様書に盛り込むなど、環境保全を適切に推進。</p> <p>(3)環境報告書の作成・公表 ・環境配慮促進法に基づき、環境報告書を作成し、公表。</p> <p>(4)「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」の公表 ・温室効果ガス排出削減等のため、機構が自ら実行すべき具体的な措置について実施計画を策定し、ホームページで公表。</p> <p>(5)地域活動への参加 ・多摩川河川敷のクリーンアップ、川崎駅周辺の清掃活動美化活動へ参加。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
<p><b>第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>機構は、良好な環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するとの役割と責任を十分果たすよう、広く情報提供を行い、関係者のニーズを十分に把握し、業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。個々の業務については、以下のとおり目標を定める。</p>	<p><b>第3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p>機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構が担う業務についてホームページや機関誌・広報誌等により情報提供を行う等、确实かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努めるとともに、関係者等のニーズを的確に把握し、業務等の実施に反映させる。</p> <p>また、機構業務全般に係わる者や対象団体・機関の関心、認知度を高めるよう積極的に広報活動を実施することにより、ホームページアクセス件数を平成16年度比で10%以上増加させる。</p> <p>さらに、機構は、「以下に掲げる業務等を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活に寄与するとともに人類の福祉に貢献する」との目的を達成するため、機構の有する能力等の有効活用を図り、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進め、業務の質の向上を図るものとする。</p>	<p><b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p>機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページ、機構業務案内、パンフレット等を作成し、情報提供を行う等、确实かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。</p> <p>また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。</p>	<p><b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b></p> <p>(1)季刊誌・広報誌による周知・広報活動の状況  ・季刊誌・広報誌等により業務関係者、関係機関等に确实かつ適切に周知・広報を実施。  広報誌等：6種、174,200部  ・石綿健康被害救済業務については、改正法の施行を踏まえた広報計画を定め、政府広報と連携して広報を実施。  ・地域住民を対象に、新聞等により広報を実施したほか、アスベストを扱っていた業種に関わった方々への周知するため、業界専門誌による広報を行った。</p> <p>(2)ホームページによる情報提供の状況  ホームページにより、機構の業務概要の広報・周知に努めるほか、業務・事業の実施により得られた知見や利用者のニーズに応じた情報の提供を実施。  トップページアクセス件数：463,775件（平成16年度比151.17%）</p> <p>(3)環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすための取組  ・日韓環境技術協力協定に基づき、韓国環境管理公団との情報交換や資料の提供  ・機構への来訪者に対する公健制度や石綿健康被害救済制度等の情報の提供  ・川崎国際環境技術展実行委委員会、川崎温暖化対策推進会議に参画</p>	A	

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント								
〈公害健康被害の補償及び予防業務〉	〈公害健康被害の補償及び予防業務〉	〈公害健康被害の補償及び予防業務〉	〈公害健康被害の補償及び予防業務〉	A									
(1)汚染負荷量賦課金の徴収	(1)汚染負荷量賦課金の徴収	(1)汚染負荷量賦課金の徴収	(1)汚染負荷量賦課金の徴収	A	納付義務者への効果的な説明会を開催するとともに、問い合わせへの的確な対応に努め、徴収率・収納率ともに適切に目標を達成している。また、説明会資料や賦課金専用ホームページの改善や普及活動を行ったことにより、ホームページのアクセス件数が大幅に増加する等、納付義務者へのサービス向上にも努めていることは評価できる。なお、商工会議所との随意契約において実施していた委託業務については、競争入札による契約としたことにより、透明性、公平性の確保が図られた。								
① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を図り、徴収率等を平成15年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保する。	① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。	① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。	① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収 (1)汚染負荷量賦課金の徴収率、収納率の状況 徴収率及び収納率とも平成15年度水準を維持 〈徴収計画額に係る徴収率、申告額に係る収納率〉 <table border="1"> <tr> <td>年 度</td> <td>徴収率</td> <td>収納率</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>100.36%</td> <td>99.99%</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>100.49%</td> <td>99.99%</td> </tr> </table> (2)納付義務者への効果的な指導及び質問事項等への的確な対応 全国103会場において申告・納付説明会を実施。 (3)申告督促 ・未申告の214事業所のうち、文書督促等の申告督促を行い、58事業所が申告・納付に応じた。 ・40事業所の精算結了。 ・破産等により手続中のもの、所在不明のものなど116事業所を確認。 (4)公平な汚染負荷量賦課金の徴収 ・28社38工場・事業場の実地調査を実施。 ・実地調査の結果、データ改ざんはなかったが、転記誤り等10社17工場・事業場の修正申告、9社9工場・事業場の更生減の処理を実施。	年 度		徴収率	収納率	平成15年度	100.36%	99.99%	平成20年度	100.49%	99.99%
年 度	徴収率	収納率											
平成15年度	100.36%	99.99%											
平成20年度	100.49%	99.99%											
② 納付義務者等に対する効果的な指導 納付義務者等に対して申告・納付に係る効果的な指導を図る。	② 納付義務者等に対する効果的な指導 ア 汚染負荷量賦課金の適正かつ公平な徴収を図るため、全国156商工会議所の汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託を継続し、的確な業務指導を実施する。 イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。	② 納付義務者等に対する効果的な指導 アー1 委託商工会議所担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。 アー2 汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託については、平成21年度業務から民間競争入札による契約とするため、準備を進める。 イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。	② 納付義務者等に対する効果的な指導 ア 委託商工会議所に対する的確な業務指導等 ・156商工会議所と汚染負荷量賦課金徴収業務の一部事務委託(平成20年4月1日から6月14日まで) ・業務委託担当者研修会を開催(平成21年3月9日) ・41商工会議所において委託業務の現地確認を実施し、委託徴収業務の内容点検及び指導を実施。 ・汚染負荷量賦課金徴収業務に係る委託業務について平成21年度から、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札を活用した契約により行うための手続きを実施。 イ 汚染負荷量賦課金申告納付説明会のフォローアップ ・申告納付説明会の事後検討会を実施し、次年度の資料改善等を検討。 ・これを踏まえ、納付義務者がより理解しやすい表現へ変更等、平成21年度の説明資料に反映。										
③ 納付義務者に対するサービスの向上 納付義務者に対して申告・納付の相談、質問事項等を的確に把握し、提供するサービスの充実を図る。	③ 納付義務者に対するサービスの向上 ア 委託商工会議所が主催する申告・納付説明会へは、協力要請に応じ、説明員の派遣を行い、納付義務者の相談、質問事項等に的確に対応する。 イ 汚染負荷量賦課金申告の手引及びフロッピーディスク・オンライン申告マニュアルに、誤りの多い事項についての注意点を記載するなど、内容の改善を図る。納付義務者からの相談、質問事項についての的確な対応が図れるよう体制の整備を行う。 ウ 納付義務者に向けた賦課金専用ホームページへのアクセス状況及び質問事項を把握・整理し、納付義務者のニーズや質問に対応したホームページとなるよう改善を図る。 エ 名称・住所変更届出書等の提出文書について、納付義務者の利便性の向上のため、電子媒体化を進める。	③ 納付義務者に対するサービスの向上 ア 委託商工会議所が主催する説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。 イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫黄酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、必要に応じて説明資料に反映させる。 また、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。 ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、前年度の改善結果をも踏まえ、必要に応じてホームページの改善を図る。 エ 「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等を通じ、納付義務者への周知を行い、利用促進を図る。	③ 納付義務者に対するサービスの向上 ア 汚染負荷量賦課金申告納付説明会への的確な対応 ・103会場、3,620事業者の出席。 ・各説明会場では、FD・オンライン申告のデモの他、質疑応答等の時間を設け、納付義務者からの質疑等に的確に対応。 イ 適正な申告への取組 ・申告書様式において、記入誤りを改善するために、自動表示を行う様式の機能改善を実施。 ・誤りの多い事例を把握し、説明会資料等に反映。 ・申告・納付説明会の開催期間中の問い合わせ等についての的確な対応。 ウ 賦課金専用ホームページの改善 ・一層見やすく、一層理解が進むよう、データの更新等も含め見直しを行った。 ・ホームページでの情報提供について、申告・納付説明会で説明し、普及啓発に努めた。 ・平成20年度のアクセス数34,489件(平成19年度比123%) エ 「名称等変更届出書」のオンライン化 ・「名称等変更届出書」のオンライン化について、説明会等で周知。 ・オンラインによる提出125件(全体:427件)										

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント																					
(2)都道府県等に対する納付金の納付	(2)都道府県等に対する納付金の納付	(2)都道府県等に対する納付金の納付	(2)都道府県等に対する納付金の納付	A	納付システムの改修やオンライン申請の本格稼働など、効率的な業務の推進に努め、事務処理日数は中期目標期間の削減目標である25%減を過年度において既に達成しているが、引き続きこれを維持することができた。今後は、さらに効率化を図る観点から、オンライン申請の利用を引き続き、強力に促進する必要がある。																					
① 納付申請等に係る事務処理の効率化 都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努める。 また、都道府県等からの納付申請等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下にする。	① 納付申請等に係る事務処理の効率化 ア 納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告(以下「納付申請等」という。に係る提出書類の適正な作成方法等について、随時補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者への周知徹底を図るとともに、内部処理の電子化の促進により納付申請等の事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で25%削減する。	① 納付申請等に係る事務処理の効率化 ア 都道府県等からの提出期限の徹底を引き続き図るとともに、フロッピーディスクによる申請などにより、事務処理日数を平成15年度比25%削減の水準を維持する。 また、必要に応じて、補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者へは、引き続き周知徹底を図る。	① 納付申請等に係る事務処理の効率化 ア 事務処理日数の削減 納付システムの改修やオンライン申請稼働等により、事務処理日数の25%削減を維持。  〈事務処理日数〉 <table border="1"> <tr> <th>納付金の名称</th> <th>平成15年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> <tr> <td>補償給付費納付金</td> <td>136日</td> <td>92日</td> </tr> <tr> <td>公害保健福祉事業費納付金</td> <td>83日</td> <td>71日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>219日</td> <td>163日</td> </tr> </table>  〈電子媒体による申請都道府県等〉 <table border="1"> <tr> <th>納付金の名称</th> <th>平成15年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> <tr> <td>補償給付費納付金</td> <td>37/40</td> <td>41/41</td> </tr> <tr> <td>公害保健福祉事業費納付金</td> <td>40/45</td> <td>43/43</td> </tr> </table>	納付金の名称		平成15年度	平成20年度	補償給付費納付金	136日	92日	公害保健福祉事業費納付金	83日	71日	計	219日	163日	納付金の名称	平成15年度	平成20年度	補償給付費納付金	37/40	41/41	公害保健福祉事業費納付金	40/45	43/43	
納付金の名称	平成15年度	平成20年度																								
補償給付費納付金	136日	92日																								
公害保健福祉事業費納付金	83日	71日																								
計	219日	163日																								
納付金の名称	平成15年度	平成20年度																								
補償給付費納付金	37/40	41/41																								
公害保健福祉事業費納付金	40/45	43/43																								
	イ 都道府県等が行う補償給付費納付金申請等の手続の適正化を図るため、定期的な現地指導を実施する。	イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施する。	イ 都道府県等への現地指導 ・現地指導を、旧第一種地域15都道府県等及び第二種地域1都道府県等を対象に実施。 ・遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭料及び未支給の補償給付に重点をおいて指導を実施し、適性に処理されていることを確認。																							
	ウ 公害保健福祉事業の積極的な推進を支援するため、都道府県等の事業従事者、関係者等からの情報収集に努め、その結果が事業に反映されるよう、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。	ウ 福祉事業の実態調査を通じ情報収集を行い、その結果を必要に応じて、環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。	ウ 国及び都道府県等への情報提供等 ・福祉事業の実施に当たって都道府県等から照会のあった質問について、環境省との確認調整を行った後、都道府県等へ情報提供を実施。 ・現地指導において、都道府県等の実情を把握するとともに、事業従事者から事業活性化につながるような事例等を収集し、今後につなげる詳細内容を調査した。 ・現地指導において収集した問題点、課題等を取りまとめ、提案を含めて環境省へ情報提供を行った。																							
② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減 納付金の申請等に係る電子化の推進により、都道府県等の事務負担の軽減を図る。	② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減 ア 都道府県等の納付申請等に係る事務負担の軽減を図るため、電子媒体による申請等の導入を促進する。  現在実施しているフロッピーディスクによる申請については、利用者の意見等を踏まえ、より使いやすいシステムに改善するほか、オンライン申請について都道府県等の意向や実態を把握し、導入を検討する。	② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減 フロッピーディスク等による申請については、都道府県等の意見を踏まえ、必要に応じてシステムの改修を行う。  また、都道府県等の利便性を図るため、都道府県等がいつでもオンライン申請できるようにする。	② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減 ・データのご入力等を回避するため2システムの改修を実施。  ・オンラインの本格稼働を20年度から開始し、補償給付事業については21都道府県等が、福祉事業については17都道府県等が初めてオンライン申請を導入。 ・オンライン申請の推進のため、オンライン申請を行っていない都道府県等に対して、環境省等が主催する会議等で導入を働きかけるとともに、21年度の申請手続き等を検討する時期に合わせ、導入の依頼を実施。																							
	イ 都道府県等の事務負担の軽減を図るため、補償給付費納付金の返還に係る提出書類等を簡略化する。																									

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント								
<b>(3) 公害健康被害予防事業</b>	<b>(3) 公害健康被害予防事業</b>	<b>(3) 公害健康被害予防事業</b>	<b>(3) 公害健康被害予防事業</b>	A	<p>公害健康被害予防基金の運用については、安全かつ可能な限り有利な運用を行い、あわせて、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を受け入れ、収入の安定化を図るとともに、助成事業の重点化・効率化が適切に推進されている。また、前年度実施の事業参加者アンケートに基づき、満足度やニーズを把握して事業内容に反映させるなどの事業の改善が進められている。調査研究課題の重点化を推進し、研究費総額は平成15年度比で20%以上削減するとの目標が達成・維持されている。ホームページへのアクセス件数、研修事業の受講者アンケートの調査結果、事務処理削減日数については、いずれも中期目標を達成し、優れた成果を上げている。今後とも、運用収入の減少見込みに対して重点化・効率化に努力することを期待する。なお、研究成果について、実務にどのように反映されたか、具体的に明らかにするとともに、知識の普及及び情報提供の実施に係る、既存パンフレットの改訂のためのアンケート調査については、長期的な利用実態の把握に努めることも必要である。</p>								
<p>① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化</p> <p>公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図る。</p>	<p>① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化</p> <p>公害健康被害予防基金(以下「予防基金」という。)の運用について、経済変動に対応して安全かつ有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応し、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく旧第一種地域等の地域住民(以下「地域住民」という。)の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等(以下「ぜん息等」という。)の発症予防、健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、かつ、効率化を図る。</p>	<p>① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化</p> <p>ア 公害健康被害予防基金の運用については、中期計画の内容を踏まえて、平成20年度の基本運用方針を策定し、安全かつ有利な運用を行う。</p> <p>イ 事業の重点化・効率化 各事業分野別に新たに把握したニーズを踏まえ、事業を重点化し、かつ、効率化を図る。 なお、その際、環境省の自立支援型公害健康被害予防事業費補助金も活用する。</p>	<p>① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化</p> <p>ア 公害健康被害予防基金の運用状況</p> <p>①運用方針に基づく運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期的な金利見通し、満期償還額の平準化、運用利回り及び保有債券の種別バランスを勘案した運用を実施。</li> </ul> <p>②平成20年度運用収入</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td colspan="2">20年度決算額 (19年度決算額)</td> </tr> <tr> <td>収 入</td> <td>1,138百万円</td> <td>(1,290百万円)</td> </tr> <tr> <td>利 回 り</td> <td>2.40%</td> <td>( 2.53%)</td> </tr> </table> <p>イ 事業の重点化、効率化 運用収入の減少に対応し、中期計画に定める地域住民の健康確保につながる事業に重点化し、効率化を図った。</p> <p>①健康相談、健康診査及び機能訓練事業(ソフト3事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト3事業に重点化し、本事業に対する要望を優先的に採択して実施するとともに、ネプライザー貸与事業や家庭訪問指導事業等のマニュアル等の作成等を実施。</li> <li>・ぜん息患者の増悪予防・健康回復等を支援するため創設された、環境省の補助金による、自立支援型公害健康被害予防事業の活用を図った。</li> </ul> <p>②知識普及事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト3事業を効果的に行うために必要な啓発用資料の作成、専門医による講演会・講習会の開催、水泳記録会等の事業を重点的に実施。</li> <li>・エコドライブの取組の促進のためのコンテスト等の事業拡充等するとともに、最新規制適合車への代替促進事業に対する要望を優先的に採択し、実施。</li> </ul>	区 分		20年度決算額 (19年度決算額)		収 入	1,138百万円	(1,290百万円)	利 回 り	2.40%	( 2.53%)
区 分	20年度決算額 (19年度決算額)												
収 入	1,138百万円	(1,290百万円)											
利 回 り	2.40%	( 2.53%)											
<p>② ニーズの把握と事業の改善</p> <p>効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図る。</p>	<p>② ニーズの把握と事業の改善</p> <p>効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。</p>	<p>② ニーズの把握と事業の改善</p> <p>効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。</p>	<p>② ニーズの把握と事業の改善</p> <p>ア 環境保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体を通じソフト3事業の参加者のニーズを把握するとともに、知識普及事業について事業参加者にアンケート調査を実施。</li> <li>・ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための事業対象者に対する試行調査に向け、手法の検討を行った。</li> <li>・助成事業を行っている地方公共団体より意見、要望等を聴取し、助成金交付要綱の改正内容に反映。</li> <li>・新たに特定非営利活動法人との連携により、ぜん息に関する専門医による個別相談事業を実施。</li> <li>・研修については、地方公共団体におけるニーズを踏まえ、新たに「水泳事業フォローアップ研修」を実施。</li> </ul> <p>イ 環境改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の要望を把握するための調査を実施し、最新規制適合車等への代替促進事業について21年度から開始される新たな規制に対応するため助成金交付要綱を改正した。</li> <li>・エコドライブコンテストについては、参加事業所数、参加車両台数を更に拡大するため、アンケート結果により把握したニーズを踏まえ、会社単位の応募の新設、取組レベルの自己査定が可能なホームページの作成、募集時期の改善等を実施。また、エコドライブ推進ステッカーを新たに作成し、配布した。</li> </ul>										
<p>③ 調査研究事業の実施及び評価</p> <p>ア ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に重点化し、調査研究費総額を平成15年度比で20%削減する。</p> <p>また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を導入し、透明性の確保を図る。</p>	<p>③ 調査研究事業の実施及び評価</p> <p>ア 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復を図るための事業の根拠となる知見の確立及び事業実施基盤の強化、事業効果の適切な把握に係る課題に重点化し、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題に重点化を図る。 これにより調査研究費総額を平成15年度比で20%以上削減する。 なお、新規に採択する調査研究課題については、下表に掲げる重点分野とスケジュールにより、公募制を導入し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。</p> <p>また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。</p>	<p>③ 調査研究事業の実施及び評価</p> <p>ア 中期計画の内容を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保健分野では、「気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導」等を中心に目的を絞って6課題の研究を実施する。</li> <li>・大気環境の改善分野については、新規の調査研究課題について、公募により実施する。 なお、調査研究費総額は平成15年度比で20%以上削減する。 なお、公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。</li> </ul> <p>また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。</p>	<p>③ 調査研究事業の実施及び評価</p> <p>ア 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究の実施</p> <p>①課題の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保健分野は、平成18年度から3カ年計画で6課題7研究を実施。</li> <li>・大気環境の改善分野は、新規公募による3課題3研究を実施。</li> </ul> <p>・調査研究費総額158百万円となり、平成15年度比で20%以上の削減するとの目標を達成維持した。</p> <p>・20年度から実施している新規公募課題については、公募の締切日から60日以内に採択を行った。</p>										

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
(参考)調査研究費総額:15年度予算額(320百万円)	<p>《環境保健分野》 ぜん息等の発症予防・健康回復、環境保健事業のメニューの提案、効果的な実施方法 平成18年度から実施する新規調査研究課題について、公募を17年度から実施</p> <p>《大気環境の改善分野》 幹線道路の沿道の局地的な大気汚染の改善に資するための交通流対策及び浄化手法 平成17年度から実施する新規調査研究課題について、公募を16年度から実施</p>				
イ 事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせる。	<p>イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。</p> <p>また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。</p>	<p>イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容(研究資源の配分、研究計画(中止を含む。))に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。</p> <p>また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。</p>	<p>イ 各調査研究課題の外部有識者による評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保健分野における平成20年度の調査研究については、研究報告会を平成21年3月に開催し、調査研究評価委員会による事後評価を実施。</li> <li>・環境改善分野における平成19年度の調査研究については、調査研究評価委員会を平成20年6月に開催した。</li> <li>・調査研究成果は、ぜん息キャンプマニュアルの改訂に反映させるなど事業添加にフィードバックさせた。</li> </ul> <p>・成果として地方公共団体等へ配布したほか、機構のホームページ上に公開。</p> <p>・国内外での学会や論文発表などを通じ、学問分野の発展、社会貢献に努めている。</p>		
④ 知識の普及及び情報提供の実施	④ 知識の普及及び情報提供の実施	④ 知識の普及及び情報提供の実施	④ 知識の普及及び情報提供の実施		
<p>環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行う。また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにする。</p>	<p>ア 地域の住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的に実施する。</p> <p>各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。</p> <p>また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。</p>	<p>ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。</p> <p>各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。</p> <p>また、既存のパンフレット等については、必要に応じて内容の見直しを行っていく。</p>	<p>ア 知識普及</p> <p>①パンフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ピークフローメーター活用ガイドブック」など約394千部を配布</li> </ul> <p>②事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講習会(12箇所)及び講演会(3箇所)を開催。また、地方公共団体からの要望に応え、医師会の協力を得て医師対象の講習会を開催。</li> <li>・ぜん息等電話相談事業(1,169件)</li> <li>・水泳記録会(2箇所、参加者364人)</li> <li>・低公害車フェア(5箇所、来場者296,500人)</li> <li>・大気汚染防止推進月間の12月に各種啓発活動を実施</li> <li>・エコドライブコンテストを実施し、優秀な事業所を表彰した。</li> <li>・地方公共団体からの要望を踏まえ、運送事業者等に対する「エコドライブ・セミナー」、「エコドライブシンポジウム」を開催するとともに、エコドライブ推進ステッカーを増刷し、配布した。</li> </ul> <p>・アンケートを実施し、有効回答者のうち80%以上の者から5段階中、上位2段階までの評価を得た。</p> <p>③パンフレット等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最新治療の知見等を反映させるため、既存のパンフレット2誌の改訂を実施。</li> </ul>		
	<p>イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、ホームページの年間アクセス件数を今後5年間に20%以上の増となることを目標とし、その達成に努める。</p>	<p>イ ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。</p>	<p>イ ホームページ等による情報提供</p> <p>①ホームページによる情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防事業の実施状況やイベントの開催等に関する情報をホームページで提供。</li> <li>・予防事業に係るサイトのアクセス件数110,008件(平成15年度74,958件)</li> <li>・予防情報提供誌を刊行し、関係機関に配布するとともに、メールマガジンの発行を通じタイムリーな案内を行うなど積極的に情報を提供。</li> </ul>		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント															
<p>⑤ 研修の実施</p> <p>地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するため、効果的な研修を実施する。</p> <p>また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。</p>	<p>⑤ 研修の実施</p> <p>地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。</p> <p>また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。</p>	<p>⑤ 研修の実施</p> <p>地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。</p> <p>また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。</p>	<p>⑤ 研修の実施</p> <p>(1)効果的な研修事業の実施 初任者研修、保健指導研修(小児・成人)、機能訓練研修、水泳事業フォローアップ研修及び環境改善研修を実施。(受講者数延べ369人)</p> <p>(2)研修ニーズの把握とカリキュラムの反映 19年度のアンケート結果や専門家の意見を踏まえ、新たに「水泳事業フォローアップ研修」を実施するなどカリキュラムを見直すとともに、研修目標を明確化した。なお、研修受講者にアンケートを実施した結果、5段階中、上位2段階の評価が97%。</p>																	
<p>⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを反映し、重点化を図る。</p>	<p>⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業の重点化</p> <p>i) 環境保健分野に係る助成事業については、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民の健康回復につながる事業に重点化を図る。</p> <p>また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。</p> <p>さらに、調査研究の成果を事業内容に反映させていくこととする。</p>	<p>⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業の重点化</p> <p>i) 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に引き続き重点化を図る。</p> <p>なお、その際、環境省の自立支援型公害健康被害予防事業費補助金も活用する。</p> <p>また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。さらに、地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議については、事例発表などの情報交換を積極的に行い、事業の効果的な実施に努める。</p> <p>さらに、より多くの住民が事業に参加できるよう、地方公共団体と共同で事業の紹介を行う。</p>	<p>⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施</p> <p>ア 助成事業の重点化</p> <p>i)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援型公害健康被害予防事業費補助金も活用し、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業(ソフト3事業)に重点化。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>指標</th> <th>対象者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康相談事業</td> <td>相談参加人数</td> <td>10,269人</td> </tr> <tr> <td>健康診査事業</td> <td>指導対象リスク児数</td> <td>135,442人</td> </tr> <tr> <td>機能訓練事業</td> <td>事業参加延べ人数</td> <td>37,544人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>183,255人</td> </tr> </tbody> </table> <p>・地方公共団体からの要望等については、地方公共団体ごとにヒアリングを行い、ニーズの把握に努めた。</p> <p>・地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議では、事例発表などの情報交換を積極的に行った。</p> <p>・自立支援型公害健康被害予防事業を始めソフト3事業の効果的・効率的実施のため、「ピークフローメーター活用ガイドブック」の改訂等を行うとともに、「ネプライザーの貸与事業実施マニュアル」及び「家庭訪問指導事業実施マニュアル」の作成並びに「ぜん息キャンプ運営マニュアル」の改訂に着手した。</p>	事業名	指標	対象者数	健康相談事業	相談参加人数	10,269人	健康診査事業	指導対象リスク児数	135,442人	機能訓練事業	事業参加延べ人数	37,544人	合計		183,255人		
事業名	指標	対象者数																		
健康相談事業	相談参加人数	10,269人																		
健康診査事業	指導対象リスク児数	135,442人																		
機能訓練事業	事業参加延べ人数	37,544人																		
合計		183,255人																		
	<p>ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、高い効果を見込める局地的大気汚染地域の改善を中心とする事業で、国、地方公共団体の施策を補完して機構が特に取り組む必要性の高いものに重点化を図る。</p> <p>なお、低公害車普及(助成)事業については、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、平成16年度に必要な見直しを行うこととする。</p>	<p>ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、局地的な大気汚染地域の改善につながる事業を引き続き実施する。</p>	<p>ii) 最新規制適合車への代替促進事業について局地的な大気汚染地域へ重点化し、71台を採択した。</p>																	
<p>イ 助成金の交付申請に係る電子化の推進により、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績以下とする等地方公共団体の事務負担の軽減、効率化を図る。</p>	<p>イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインによる電子化を推進し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>また、オンライン申請等システムと内部事務処理システムを連動させることにより、助成金交付決定等に係る事務処理日数を平成15年度実績に対し、5年間で20%削減する。</p>	<p>イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインシステムを活用し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>また、オンライン化が不可能な地方公共団体に対し、フロッピーディスク等による申請も受け付けることとする。なお、助成金交付決定等に係る事務処理日数は、平成15年度比20%削減の水準を維持する。</p>	<p>イ 助成金交付申請等手続の電子化等</p> <p>・申請等の内容を内部事務処理システムへのデータ転送等により処理した結果、事務処理日数は、中期計画に定める事務処理日数の20%削減を達成した。</p>																	

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
〈地球環境基金業務〉	〈地球環境基金業務〉	〈地球環境基金業務〉	〈地球環境基金業務〉	A	
(1)助成事業に係る事項	(1)助成事業に係る事項	(1)助成事業に係る事項	(1)助成事業に係る事項	A	<p>助成事業の継続年数について、3年を限度とすることにより事業の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。第三者による評価専門委員会において、平成19年度の事後評価結果をとりまとめ、評価対象団体に伝えるとともにホームページで公表し、平成20年度の事後評価を適切に実施し、平成20年度募集から過去に地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とした「発展助成」を新設したことは評価できる。また、処理期間の短縮及び募集期間の早期化、並びにホームページの拡充等助成対象事業者の利便性向上に向けた取組が推進されている。今後とも、助成対象分野及び対象地域の重点化を図り、あわせて事後評価結果を活用した助成事業の成果報告を期待するとともに、引き続き事務処理の効率化を図り、助成対象事業者の利便性向上が図られることを期待する。なお、「発展助成」の実績や国の政策目標等の実績報告書へ記載することや、第三者委員会の評価結果の公表時期を早める必要がある。</p>
① 助成の固定化の回避	① 助成の固定化の回避	① 助成の固定化の回避	① 助成の固定化の回避		
<p>助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。</p>	<p>一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。</p>	<p>一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。 また、助成対象の裾野を広げるための「発展助成」を実施する。</p>	<p>・平成20年度の採択件数205件中、3年を超える採択助成案件はなかった。 ・平成20年度助成金交付要望募集要領に「一つの活動に対する助成期間は原則として3年間を限度とする。」旨を明記し、平成20年11月に公表。 ・助成対象の裾野を広げるため、助成を受けたことのない団体を対象に平成21年度に新設した「発展助成」について、平成21年度においても継続した。</p>		
② 助成の重点化等	② 助成の重点化等	② 助成の重点化等	② 助成の重点化等		
<p>助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案して助成の重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。</p>	<p>助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図り、第三者による委員会の評価等を踏まえて縮減を図る。</p>	<p>助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。 また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。</p>	<p>1)助成対象分野及び海外助成対象地域の重点化 ・重点配慮事項に掲げられている生物多様性保全、地球温暖化防止、循環型社会形成等の分野及び北海道洞爺湖サミットに関連する活動で78%を採択。 ・海外案件についてのアジア・太平洋地域への重点化率は、83%となった。 ・平成21年度の重点配慮事項として、地球温暖化防止、生物多様性保全及び3R対策などの国の政策を踏まえた内容を助成専門委員会で決定。 2)第三者による事後評価 ・平成20年9月の評価専門委員会で、平成19年度の評価結果、平成20年度の評価対象プロジェクトの選定及び評価視点の検討を実施。 ・国内7団体及び海外2団体を選定して事後評価を実施。 ・平成19年度の評価結果について、対象団体に伝達するとともに、ホームページで公表。</p>		
③ 処理期間の短縮	③ 処理期間の短縮	③ 処理期間の短縮	③ 処理期間の短縮		
<p>助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。</p>	<p>助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続きの効率化を図ること、担当者の審査能力向上を図ること等により、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度実績に対し、5年間で10%短縮する。</p>	<p>助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日の分割を継続し、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を平成15年度比10%短縮の水準を維持する。</p>	<p>・支払申請書の審査完了したものを各振込日の7日前に経理部門へ回し、処理期間の短縮を図ったことにより、13.5%の処理期間を短縮。 ・平成20年度処理期間:27.03日(平成15年度処理期間:31.24日)</p>		
④ 第三者機関による評価を踏まえた対応	④ 第三者機関による評価を踏まえた対応	④ 第三者機関による評価を踏まえた対応	④ 第三者機関による評価を踏まえた対応		
<p>民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行う。</p>	<p>民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。</p> <p>助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。</p>	<p>民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。</p> <p>助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。 また、平成19年度評価の結果を公表するとともに、評価専門委員会の意見を踏まえ助成専門委員会において、募集要領及び審査方針等へ反映させる。</p>	<p>(1)事前審査 ・平成20年度助成金交付について、助成専門委員会(平成20年3月4日及び27日)において審査し、地球環境基金運営委員会において205件を採択し、718百万円を交付決定。採択結果をホームページ等で公表。 ・助成専門委員会(平成20年11月18日)において、平成21年度助成金交付に係る具体的な募集要領、審査方針を策定。 ・募集を行って提出された要望案件(508件)について同委員会(平成21年3月10日、26日)で審査を実施し、地球環境基金運営委員会の採択審査を行い、結果をホームページ等で公表。 (2)事後評価 ・平成19年度の事後評価の結果については、評価を受けた団体にフィードバックするとともに、ホームページで公表した。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
⑤ 利用者の利便向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図る。	⑤ 利用者の利便向上を図る措置 ア 募集時期の早期化を図り、年度末助成金支払事務との調整、継続案件の事前審査等を行うことにより年度の早い時期に助成案件の内定及び交付決定通知を行う。	⑤ 利用者の利便向上を図る措置 ア 平成19年度の検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で募集及び内定を行い、交付決定の早期化を前年度と同水準で維持する。	⑤ 利用者の利便向上を図る措置 ・平成20年度の助成採択案について 内 定:平成19年4月15日(平成19年4月17日) 交付決定:平成19年7月 2日(平成19年7月 3日)		
	イ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ&Aを充実すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。	イ 助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、ホームページ上での事業に係るQ&Aの充実等を推進する。	・平成21年度の募集については、募集案内及び申請書様式(ダウンロード可)等の情報について、平成20年11月25日にホームページに掲載。 ・ホームページにQ&Aを掲載するとともに、利用者サイドに立って分かりやすいものとなるよう募集内容の体裁及び文言の見直しを行った。		
	ウ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介し、より広範な情報提供を行う。	ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで速やかに紹介し、より広範な情報提供を行う。	・助成先団体一覧をホームページ(7月)及び地球環境基金便り(8月)で公表。 ・平成19年度活動報告集を平成20年10月に関係機関や団体等に配布するとともに、ホームページに掲載。		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
<b>(2) 振興事業に係る事項</b>	<b>(2) 振興事業に係る事項</b>	<b>(2) 振興事業に係る事項</b>	<b>(2) 振興事業に係る事項</b>	A	重点施策等国の政策目標に沿った調査研究事業の重点化が図られ、環境保全に関する事業を廃止している。研修事業については、研修ニーズの把握に努め、一部講座の廃止や、研修講座の内容に反映させるなど質の向上を図り、アンケート調査の結果において高い評価を得ている。また、研修事業の全てにおいて企画競争による契約を行い、透明性・公平性の確保を図った。今後とも、アンケート調査を踏まえた研修内容の一層の充実を期待する。
① 調査事業の重点化 調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図る。	① 調査事業の重点化 調査事業について、重点施策等国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。	① 調査事業の重点化 調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り組むとともに、研修事業として開催する講座等を活用して、民間団体等のニーズ調査を行う。 なお、環境保全に関する協働活動推進モデル事業については、環境パートナーシップに関する国等の施策充実を踏まえ、平成20年度限りで廃止する。	① 調査事業の重点化 調査事業は、国の政策目標や民間団体のニーズに沿って、環境NGO総覧作成調査を実施。 (1)平成19年度に実施した全国約16,300団体に対するアンケート調査により回答が得られたデータをもとに「平成20年度版環境NGO総覧」を作成し、関係機関等に送付するほか、ホームページで公開した。 (2)民間団体等のニーズ把握のため、環境NGOと市民の集い等の講座において、アンケート調査を実施。		
② 研修事業の効果的な実施 受講者等へのアンケート調査の回答者のうち70%以上の者から満足が得られるようにする。	② 研修事業の効果的な実施 研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。	② 研修事業の効果的な実施 研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を図る。 また、環境NGOの研修ニーズの変化等を踏まえ、研修講座の一部を廃止するとともに、情報提供事業及び研修事業の実施に当たって、競争入札等の導入拡大を図る。	② 研修事業の効果的な実施 ・8種20講座を開催し、講座受講者に対し、カリキュラム等の評価及びニーズの把握のためのアンケート調査を実施。 ・平成19年度のニーズ調査結果を基に、新規に地球温暖化分野と生物多様性保全分野について環境保全戦略講座を開催。 ・アンケート回答者のうち、全ての講座において有効回答者の70%以上から「有意義であった」との評価。		
<b>(3) 地球環境基金の運用等について</b>	<b>(3) 地球環境基金の運用等について</b>	<b>(3) 地球環境基金の運用等について</b>	<b>(3) 地球環境基金の運用等について</b>	A	地球環境基金については、中期計画に基づき適切な規模の業務が実施されているが、基金の運用状況等を踏まえれば、民間寄付金の受入れの努力は重要である。民間寄付金の受入れについては、募金活動を積極的に実施したことにより、基金創設以降最大であった前年度の実績を再び上回る寄付金額となり、中期計画に定められた金額を大きく上回り、優れた成果が上がったと評価できる。
地球環境基金の広報に努め、国民・事業者等からの理解と広範な支援を得る。また、基金の適正かつ効果的な運用を図る。	民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解を得て、中期目標期間中の募金等の総額が平成15年度末までの5か年間の出えん金の総額を上回るよう募金等の活動を行う。  また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。	民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、基金の更なる増進を図るため、引き続き積極的に募金等の活動を行う。  また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。	1)募金活動等 ・地球環境基金事業の役割に対する一層の理解が得られるよう、ホームページの改修、広報誌の作成を実施。 ・ホームページや広報誌に民間団体による環境保全活動の状況や基金の造成状況、助成件数や助成金の推移を掲載したほか、寄付をいただいた方々の名称・氏名を掲載。 ・様々な寄付の事例を掲載したパンフレットを作成し、企業等へ配布したり、環境関連イベント等で基金の認知度を高めることを目的とした募金活動を実施。 ・民間企業等に寄付、募金箱の設置等に関する働きかけを行い、(株)ファミリーマート、ポッシュ(株)、岡崎信用金庫等からの寄付を受け入れた。 ・平成20年度寄付金受入実績:76,598千円 (平成16年度からの累計額:226,192千円)  2)基金運用状況 平成20年度中に満期等を迎える財政融資資金預託金(1,450百万円)、金融債(750百万円)について、地球環境基金の運用方針に基づき、安全かつ有利な運用に努めた。		
<b>〈ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〉</b>	<b>〈ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〉</b>	<b>〈ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〉</b>	<b>〈ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〉</b>	B	助成業務を円滑に遂行し、業務の実施状況についてホームページで公表を行うなど、業務の透明性の確保を図っている。
助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく事業の採択について透明性・公平性を確保する。また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況等結果を公表する。	助成金交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準及びこれに基づく事業の採択、並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	助成金交付の透明性・公平性を確保するため、事業の採択及び助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の軽減に関する助成金交付申請を受け、助成金を交付し、実施状況について、ホームページで公表。 また、処理事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に際しての研究・研修の振興促進に関する助成金交付申請を受け、助成金を交付した。		
<b>〈維持管理積立金の管理業務〉</b>	<b>〈維持管理積立金の管理業務〉</b>	<b>〈維持管理積立金の管理業務〉</b>	<b>〈維持管理積立金の管理業務〉</b>	B	資金運用を含め、積立金の適正な管理を行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知をこれまでと同様に実行している。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努める	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し、運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。 また、維持管理積立金の適正な運用を図る。	・維持管理積立金の積立状況を知るとともに、積立者に積立金の払込手続き等について通知した。 ・新たに国債(100億円)を購入。 ・積立者に対して、預り証書の発行及び運用利息額等の通知を実施。		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
〈石綿健康被害救済業務〉	〈石綿健康被害救済業務〉	〈石綿健康被害救済業務〉	〈石綿健康被害救済業務〉	A	
(1) 制度に関する情報提供	(1) 制度に関する情報提供	(1) 制度に関する情報提供	(1) 制度に関する情報提供	A	広報実施計画を策定して多種多様な媒体を活用することにより、救済制度について確実かつ広範な広報活動を実施し、適切な成果を上げた評価できる。また、法律改正に伴い、被害者及び遺族等が速やかに手続を行えるように、パンフレットやホームページの更新、フリーダイヤルの回線増設、説明会の開催等、情報提供の拡充に努めるなど、着実に成果を上げた評価できる。
① 制度周知のための広報活動を積極的に行い、救済制度を幅広く国民に周知する。	① 救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。	① 救済制度について、広報実施計画を定め、ポスター、パンフレットの作成・配布及び新聞一般紙、専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。 特に特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求については、請求期限が平成21年3月27日であることから、請求を促すため、効果的な手法を用いた周知の徹底を図る。	・改正法施行日(平成20年12月1日)及び法施行3年(平成21年3月27日)を重点に広報実施計画を策定し、広範な広報を実施。		
② 申請書類等については、都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに掲載し、簡単に入手できるように配慮する。	② 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。	② 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置く。また、機構ホームページに掲載している申請手続き、記載例等については、適宜、見直しを行う。	・法改正に伴い既存手引き、パンフレット等の改正を行うとともに、ホームページの申請手続き、記載例等について更新。		
③ 制度に関する相談、質問事項に的確に対応し、来訪者の利便性の向上を図る。  また、保健所等の担当者向けのマニュアルを整備するなど、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。	③ 制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や機構内に相談窓口を設け、来訪者に対し、制度及び申請手続きの説明を行う。  また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようにマニュアルの整備を図ることにより、申請書類等の不備により処理に時間を要する事案を減らし、業務の効率化を図る。	③ 制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や、機構内に相談窓口を設け来訪者に対し制度及び申請手続きの説明を行う。  また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるよう作成しているマニュアルについては、適宜、見直しを行う。	・法改正に伴う問い合わせ増加に対応するため、法改正後フリーダイヤルの回線増設とともに、電話対応のため3名増員。  ・法改正の内容とそれに伴う手続き等について、保健所等担当者向け説明会を全国6箇所で開催。		
④ 救済制度に関する情報提供の内容を充実させ、制度の運営状況を公表する。	④ 無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し、情報内容の改善を図るとともに、制度運営状況について公表する。	④ 無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取・整理し、ホームページの充実を図るとともに、制度の運営状況について公表する。	・逐次ホームページで制度の運営状況を公表。 ・医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定について、認定等決定の都度、その件数の記者発表を実施。 ・アスベストサイトへのアクセスをしやすいように、検索件数の多い「アスベスト(石綿)」に表示変更。		
(2) 石綿健康被害者の認定	(2) 石綿健康被害者の認定	(2) 石綿健康被害者の認定	(2) 石綿健康被害者の認定	A	執務マニュアルに基づき、迅速な処理に努め、平成18年度からの累計認定申請7,424件に対し、9割弱の認定等の処理を行い、成果を上げた評価できる。
救済給付の認定申請について迅速な処理を図る。	認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速な処理を行う。  また、実施状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。	認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルに基づき、迅速な処理を行う。  また、受付、審査等の処理状況を踏まえつつ、適宜、執務マニュアルの見直しを行う。	(1) 療養中の方からの認定申請受付状況及び認定等の状況 平成19年度までに受け付け審査中であった499件と新資料提出による再審査9件を含む1,500件について審査を行い、708件の認定を実施。不認定と取り下げを含めると1,090件について処理が終了。この他、医学的判定に進んでいるものが、232件。 (2) 施行前死亡者の遺族からの特別遺族弔慰金等請求書受付状況及び認定等の状況 平成19年度までに受け付け審査中であった129件を含む1,091件について審査を行い、486件の認定を行った。不認定と取り下げを含めると594件について処理を終了。この他、医学的判定に進んでいるもの39件がある。なお、962件のうち、691件が平成20年12月以降にあったもの。 (3) 未申請死亡者の遺族からの請求受付状況及び認定等の状況 平成20年12月の法改正により、未申請死亡者の遺族から120件の請求を受け付け審査し、7件の認定と取り下げ2件について処理を終了。この他、医学的判定に進んでいるものが47件。		
(3) 救済給付の支給	(3) 救済給付の支給	(3) 救済給付の支給	(3) 救済給付の支給	A	救済給付金の支給が適正かつ迅速に行われた。また、被認定患者等に対して、認定申請等のアンケート調査を実施し、この結果を業務に反映したことは評価できる。
① 救済給付の支給の請求について、迅速かつ適切な処理を行う。	① 救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図り、迅速かつ適正な審査、支給を行う。	① 救済給付の支給の請求について、執務マニュアルに基づき、適切な処理を行う。 また、救済給付の支給状況を踏まえつつ、適宜執務マニュアルの見直しを行う。	・平成20年度の被認定者等に対する医療費等、1,698百万円、特別弔慰金等、1,230百万円の支給を行った。		
② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等が救済給付の支給に係る申請手続き等について有している意見等を把握し、利便性の向上を図る。	② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を行い、ニーズを把握するとともに、手続きの改善等を行うことにより、利便性の向上を図る。	② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査を実施する。	・被認定患者に対し、認定申請に際しての申請手続や申請相談等の実態等の把握ため、認定時及び現況届の提出時にアンケートを実施(3種類)。 ・石綿健康被害救済制度については、新聞広報や主治医からの説明で知った住民が多かったことからこれら広報の充実を図った。		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
<b>(4)申請者、請求者情報の管理</b> 申請者、請求者等の個人情報を適切に管理し、情報の漏洩などがないよう措置を講ずる。	<b>(4)申請者、請求者情報の管理</b> 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。	<b>(4)申請者、請求者情報の管理</b> 申請者・請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、個人情報保護の高度化を図る。	<b>(4)申請者、請求者情報の管理</b> ・個人情報が記載された書類は、厳重な管理を徹底した。 ・個人情報保護の高度化の実現方策を含め、当該システムの見直し方針を策定し、情報処理システムの再構築に向けた作業を開始。	A	申請者、請求者等の個人情報の管理については、十分留意し適正な管理を実施したと評価できる。
<b>(5)救済給付費用の徴収</b> ① 船舶所有者及び特別事業主から、救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度の周知を図り、平成19年4月より拠出金を徴収する。	<b>(5)救済給付費用の徴収</b> ① 船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を図るため、納付義務者に対し、上記(1)の情報提供を通じて制度への理解を求め、平成19年4月より拠出金を徴収する。	<b>(5)救済給付費用の徴収</b> ① 船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金について、引き続き関係機関との連携を図り、適正な徴収及び収納を行う。	<b>(5)救済給付費用の徴収</b> ・船舶所有者からの拠出金については、毎年度、納付期限後に未納付者に対する細則を3回程度実施し、納付率は、89.4%。	A	拠出金については、適正かつ円滑に徴収・収納されているものと認められる。また、制度への理解を深めるために、ホームページの充実を図るとともに、申告書に関する手引きとパンフレットを作成し、申告書、納付書に同封した等、制度の周知に努めたと評価できる。
② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、納付義務者に対する提供情報等の充実を図る。	② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページにおける説明資料の充実を図る。	② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページ等の充実を図る。	・申告に関する手引きとパンフレットを作成し、申告書、納付書の送付時に同封。 ・パンフレットについて、地方運輸局、漁業組合連合会、関係団体へ配布。 ・チラシを作成し、船員保険会から船舶所有者に送付する健康診断の通知へ同封することを依頼。 ・ホームページの更新を実施。		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
<b>第4. 財務内容の改善に関する事項</b>	<b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b>	<b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b>	<b>3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</b>	A	
(1) 予算、収支計画及び資金計画の作成等  自己収入の確保に努め、「第2. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行う。	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画	(1) 予算 (2) 収支計画 (3) 資金計画 } 報告書P97～P106のとおり	—	
		(財務の状況)	(財務の状況)	A	平成20年度末における総利益は、51億5百万円であり、前年度末の18億6千9百万円から大きく増加し、その主な要因は、公害健康被害補償予防業務勘定における、投資有価証券の売却益(7千9百万円)、承継勘定における利息の収支差(12億7千9百万円)と第一期中期目標期間の最終年度に当たり、運営費交付金の精算収益化(30億円)によるものであった。運営費交付金債務については、精算収益化の処理を行ったことにより20年度末での残額は無い。また、当期末の利益剰余金については、この総利益相当分が増加している。 資金運用については、定期的に開催される資金管理委員会での決定事項を基に、各資金の運用方針が定められ、安全かつ効率的な運用が図られており、その運用状況については、該当する業務の実績報告の中に記載されている。 なお、公害健康被害補償業務の特定賦課金に係る、破産更生債権の会計処理については、環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理するとはできないと判断する。
			1. 当期総利益: 5,105百万円 (内訳) 公健勘定: 328百万円 (運営費交付金精算収益化: 165百万円 投資有価証券売却益 : 79百万円) 基金勘定: 675百万円 (運営費交付金精算収益化: 675百万円) 承継勘定: 4,102百万円 (収支利息差: 1,279百万円 運営費交付金精算収益化: 2,160百万円)  2. 利益剰余金: 10,846百万円(20年度末) (内訳) 公健勘定: 1,035百万円(増加額328百万円) 基金勘定: 675百万円(増加額675百万円) 承継勘定: 9,136百万円(増加額4,102百万円)  3. 運営費交付金債務 第一期中期目標期間の最終年度であり、運営費交付金の精算収益化を実施したため、20年度末運営費交付金債務はない。 なお、清算収益化した金額は、「1. 当期総利益」の内訳に記したとおりであるが、主な要因については、次のとおり。 公健勘定: 業務の効率的実施による経費の節減 基金勘定: 運営費交付金に充当する自己収入(運用利息)の増及び経費の節減 承継勘定: 運営費交付金に充当する自己収入(遅延損害金)の増及び経費の節減		
(2) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	(4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権の回収額が、年度計画を大きく上回って回収できた。他方、貸倒引当金の引当率について、細分化するとともに引き上げる必要がある。
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、各年度における債務者の財務状況に照らして返済確実性があると認められるものを除き、中期目標期間中にすべての債権の償却処理を終了する。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。  また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。	破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。  また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。	(1) 償却処理状況 ・平成20年度貸倒償却額 約12.7億円 (平成19年度約7.0億円)		
① 返済恣憑  財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を恣憑し、回収を協力に促進する。	① 返済恣憑  財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を恣憑し、回収を強力に促進する。	① 返済恣憑  財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済に問題があるものに対しては、債権回収専門会社(サービサー)への外部委託も含め厳正に返済を恣憑し、回収を強力に促進する。	(2) 正常債権以外の債権からの回収状況  ① 返済恣憑 ・約16億円㊦ (平成19年度約11億円)		
② 法的処理  破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。	② 法的処理  破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。	② 法的処理  破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。	② 法的処理 ・約7億円㊧ (平成19年度約12億円) ・平成20年度期首の競売・破産申立等の法的処理係属中案件17件、平成20年度中の新規案件12件、平成20年度中の処分終了案件10件、平成20年度末係属案件19件		
③ 債権分割  特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。	③ 債権分割  特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。	③ 債権分割  特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。	③ 債権分割 ・約31億円㊨ (平成19年度約42億円) ・平成19年度までに協同組合総数41組合のうち、債権分割先は累計で35組合となり、債権分割はほぼ一巡したことから、個別企業ごとの約定弁済の管理強化を実施。		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
<p>また、債権回収については、中期目標期間中に正常債権以外の債権から200億円を上回る回収を目標とする。</p> <p>なお、環境省は、独立行政法人環境再生保全機構法附則第13条に基づき、債権管理回収業務の確実かつ円滑な実施のため必要な補助金を各年度においてできる限り平準的な額となるよう要求する。</p>	<p>上記①～③の方法等により、中期目標期間中に正常債権以外の債権(平成16年度期首見込約900億円)から200億円を上回る回収を見込む。</p> <p>上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、繰越欠損金のうち承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額(16年度期首見込約360億円)の解消に必要な補助金が、中期目標期間中、次期中期目標期間中の10年間で、できる限り平準的な額として、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。</p> <p>また、未収利息のうち回収不能額の償却処理に伴い発生する繰越欠損金(16年度期首見込約34億円)については、中期目標期間中に解消を図ることとして上記補助金と合わせ、予算の定めるところにより交付されることを見込んでいる。</p>	<p>上記①～③の方法等により、平成20年度中に正常債権以外の債権から40億円を上回る回収を見込む。</p> <p>上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、37億円交付されることを予定している。</p>	<p>・前3項目による正常債権以外の債権の回収状況 合計(ア)+(イ)+(ロ) 約54億円(平成19年度約65億円)</p> <p>(3)補助金交付状況 債権管理回収業務補助金37億円が予定どおり交付された。</p>		
	<p><b>4. 短期借入金の限度額</b></p> <p>年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする。</p>	<p><b>4. 短期借入金の限度額</b></p> <p>平成20年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする。</p>	<p><b>4. 短期借入金の限度額</b></p> <p>平成20年9月19日から9月22日までの間に最大6,300百万円の短期借入。</p>	A	<p>資金管理を適切に行い、短期借入金を限度内に抑え、財投借入金等の償還を円滑に実行した。</p>
	<p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b></p> <p>重要な財産を譲渡、処分する計画はない。</p>	<p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b></p> <p>重要な財産を譲渡、処分する計画はない。</p>	<p><b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b></p> <p>該当なし</p>	—	
	<p><b>6. 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備</li> <li>・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等の改善</li> <li>・ 石綿健康被害救済業務に係る経費</li> <li>・ 債権管理回収業務に係る経費</li> <li>・ 人材育成及び広報の充実</li> </ul>	<p><b>6. 剰余金の使途</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備</li> <li>・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善</li> <li>・ 石綿健康被害救済業務に係る経費</li> <li>・ 債権管理回収業務に係る経費</li> <li>・ 人材育成及び広報の充実</li> </ul>	<p><b>6. 剰余金の使途</b></p> <p>該当なし</p>	—	
		<p>(保有資産の見直し)</p>	<p>(保有資産の見直し)</p>	—	<p>保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画に基づき、戸塚宿舎の土地を第二期中期目標期間中に売却することとされており、評価の対象とする実績はない。</p>
			<p>(1)土地 横浜市戸塚区にある、職員宿舎として使用している土地については、独立行政法人整理合理化計画において、次期中期目標期間中に売却することが示されたことから、減損の兆候が認められたが、回収可能サービス価格及び減損額の見込額については、売却・廃止の条件・時期が未定のため算出不可。</p> <p>(2)電話加入権 売買市場価格が著しく下落したため、減損の兆候が認められたが、回収サービス価格が帳簿価格を上回っているため、減損額は算出されなかった。</p>		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
第5. その他業務運営に関する重要事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	
	(1)施設及び設備に関する計画	(1)施設及び設備に関する計画	(1)施設及び設備に関する計画	—	
	なし	なし	該当なし		
(1)人事に関する計画	(2)人事に関する計画	(2)人事に関する計画	(2)人事に関する計画	A	職員の意向調査や新人事評価制度による評価、管理職とのヒアリング等により、適材適所の人員配置と職員の意識向上を推進し、業績評価を賞与に反映させた。また、研修を積極的に実施し、職員の能力開発に努めている。今後とも、適材適所の人員配置と職員の意識向上・能力開発のための方策について積極的に推進されることを期待する。
「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮し、人員の適正配置により業務運営の効率化を図り、中期目標期間中の人事計画を定める。	① 人員配置、職員の業績評価及び人材育成  職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに成果に応じた業績を適正に評価する。  また、業務上必要な研修を積極的に行うとともに、外部で行われる各種の研修にも積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。	① 人員配置、職員の業績評価及び人材育成  職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために新人事評価制度の運用により、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、その成果に応じた業績を適正に評価する。  また、前年度に引き続き業務上必要な各種研修を積極的に行うとともに、外部で行われる研修にも積極的に参加させ、もって職員の能力開発を図り、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。	① 人員配置、職員の業績評価及び人材育成  (1)適材適所に応じた人員配置 次の人事データを基に職員の適性等を把握し、適材適所の人員配置に努めた。 ・職員に対する人事関係意向等調査 ・新人事評価制度による業務計画表、業績評価、発揮能力評価及び能力開発計画書 ・各部管理職へのヒアリング ・職員人事データ  (2)新人事評価制度の運用 新人事評価制度に基づき、職員一人ひとりの意識向上を図るため業績評価及び発揮能力評価を行い、その結果を賞与及び昇給に反映させた。  (3)研修の実施 職員研修計画に基づき、環境教育の推進のための環境保全に関する研修、コンプライアンス研修、セクシャルハラスメント防止研修、健康管理研修等のほか、外部研修期間による各種研修などを実施した。 外部研修：28講座 54人(前年度29講座 54人) 内部研修：9講座 690人(前年度7講座 710人)		
なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な人員について、1割以上の人員を既存業務の合理化により措置するとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、業務(特に内部管理業務)の合理化により措置するものとする。  また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費の削減を基本とする取組を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。	② 人事に関する指標  業務運営の効率化を図るとともに、機構が十分な役割を果たすことができるよう業務の改善・見直しを進めることにより、石綿健康被害救済業務に従事する職員を除き、期末の常勤職員数を期初の8割以下とする。  石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づき、石綿健康被害の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。  なお、石綿健康被害救済業務の制度発足時において必要な49人のうち5人について既存業務の合理化による削減をもって充てるとともに、平成19年度以降見込まれる拠出金の徴収に係る業務に必要な人員については、内部管理業務も含めた業務の合理化による削減をもって充てるものとする。  また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降5年間にわたる人員の5%以上の純減については、今中期計画期間中において達成する。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。  (参考1) 期初の常勤職員数131人(内運営費交付金職員数104人) 石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数44人 期末の常勤職員数の見込み146人(内運営費交付金職員数86人) (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み7,020百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。	② 人事に関する指標  ・期初の常勤職員数 152人 ・平成20年度中に6人削減予定  また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを検討する。	② 人事に関する指標  (1)平成20年度中に152人であった常勤職員数を、平成21年4月1日に146人とし、6人削減。 (2)役職手当を定率性から定額制へ移行、賞与支給割合の引き下げなどにより、給与水準の抑制に努めた。 (3)ラスパイレズ指数(平成19年度:114.7、平成20年度:113.9)をホームページで公表。		

中期目標	中期計画	年度計画	20年度実績	評価	コメント
		(役職員の給与水準等)	(役職員の給与水準等)	B	国家公務員よりも高い給与水準となっている理由として、職員の学歴構成と管理職割合が高いこと及び、国の要請により事務所を都内から川崎市に移したことが要因とのことであるが、管理部門の縮減、管理職員の削減、給与体系の見直しなどに積極的に取り組み、給与水準の適正化を図る必要がある。なお、事務所が都内に所在していると仮定すると、ラスパイレス指数は100程度との試算である。 また、福利厚生費については、法定外福利費の一部見直しにより、レクリエーション行事への支出を廃止したことは評価できる。今後は、その他の法定外福利費についても、見直しをする必要がある。
	(3)積立金の処分にに関する事項	(3)積立金の処分にに関する事項	(3)積立金の処分にに関する事項	—	
	なし	なし	該当なし		
(2)その他業務運営に関すること	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項	(4)その他中期目標を達成するために必要な事項	A	東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な基金として、60億円を助成した。
現在実施中の事業の終了をもって廃止となる緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、終了予定年度(平成17年度)内に現在実施中の事業の施設整備を終了させるよう適切に進行管理を行う。	緑地整備関係建設譲渡事業については、大気汚染対策や地球温暖化対策などの環境保全効果の高い緑地、施設の整備を適切に実施していくとともに、進行を適切に管理し、譲渡契約に基づき、終了予定年度(平成17年度)内に現在実施中の事業の施設整備を終了させる。				
また、機構は、平成19年8月8日付の東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律に定める予防事業の実施に充てるために、東京都に対し、60億円を拠出するものとする。	また、平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律第68条第2号の予防事業の実施のために、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京と公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成する。	平成19年8月8日付けの東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律第68条第2号の予防事業の実施に充てるために、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成する。	補償法附則第10条第1項の規定による拠出金の充当に係る環境大臣の認可を得て、公害健康被害予防基金から、東京都に対し、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な資金として60億円を助成した。		